

平成30年1月31日

亜急性の文言の経緯について厚労省より説明を受けていますが、当初より、療養費の支給対象の負傷の範囲に関して用いられてきた「亜急性」という文言は、負傷原因に関して使用されてきた文言であり、あくまで柔道整復師が療養費を取り扱う上では「亜急性」は療養費の支給対象の負傷の範囲に関しての説明に用いられてきたものです。

しかし、この亜急性という文言が負傷の範囲を示すうえで表現がそぐわないという意見から「文言の見直し」ということで、今回の議論になっていると理解しています。

ところが、急性期、亜急性期、慢性期など時間軸として症状の経過を問うのか負傷の範囲を問うのかが混同されており「文言の見直し」から「文言の解釈」へと議論がすり替わり混同されています。

純粹に文言の見直しを図るのであれば、当初結論付けた「療養費の支給対象の負傷の範囲」を表現している「亜急性」の文言を見直し「急性又は酷使、反復による外傷性であることが明白な～」との修正を提案します。

これは、当初からの療養費の支給対象の負傷の範囲から逸脱したものではなく、外傷の原因が不明なものまでを主張するものでもなく、何ら業務範囲を拡大提示しているものではありません。負傷の原因や時期は患者からの申告により得られる情報であり、患者により「いつ・どこで・どうして・どうなった」が明確に回答できないケース、例えばコンタクト系スポーツで負傷した場合や、継続した日常動作及びスポーツ活動で負傷した場合等では、「どうなった」が曖昧なケースが多くあります（療養費の支給基準P115施術録の記載・整備事項1（2）負傷年月日・時間・原因等では①いつ②どこで③どうしての記載で可となっています）。

これらは全て療養費の支給対象の負傷の範囲として捉えて問題がない例です。ちなみにですが、今回資料として『最新整形外科学大系第23巻「スポーツ傷害」, 中山書店, 2007』ではP184リトルリーグ肘の解説において亜急性発症という文言があります。これを見て頂くと国内においても亜急性と亜急性期とは別物であることが分かると思います。今回はこの資料と共に宝塚医療大学より示された国別のスポーツ外傷とスポーツ障害の取り扱い状況を厚生労働省に提出させていただきます。

また今回のこの場合は亜急性という文言の見直しの場であり亜急性の解釈の議論の場ではないということも付け加えさせていただきます。